

令和7年度高浜市グループウェア更新業務 要求仕様書

第1章 事業の概要

1 事業の名称

本事業の名称は、「令和7年度高浜市グループウェアシステム（以下「新システム」という。）更新業務事業」といい、L G W A N側グループウェア構築事業より構成する。

2 新システムの導入目的

本事業は、現在、本市において稼働しているグループウェアシステムの老朽化に伴い、W E B技術を駆使した最新のパッケージシステムへ移行し、更なる事務効率とコスト削減を実現するものである。

グループウェアシステムは、庁内掲示板・スケジュール・メール等、連絡・情報共有において全庁的に業務に利用する情報システムであり、内部事務の標準化の観点から様々な手法により、運用、維持・管理、セキュリティ対策、費用など総合的見地に立って最適なシステムを構築する必要がある。また、今回構築するシステムは、カスタマイズを最小限に抑えたパッケージ導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡り I Tコストの抑制を実現するものである。

3 新システムの導入方針

上記の目的を達成するため、新システムの導入にあたっては次に掲げる方針により実施する。

(1) 電子自治体の推進

愛知県内及び全国に豊富な実績を持ち、最新のW E B技術を駆使した全国標準型のパッケージであり、事務効率化を実現するシステムであること。

(2) 保守費用等の抑制

自治体間で業務に差異が想定される内容についても、パラメータによる制御等により、原則的にカスタマイズを行わずに運用することができる全国標準的なパッケージシステムであること。なお、当該パッケージシステムは、本市と同等又はそれ以上の人口規模の自治体に対し、複数の納入実績がある開発元が構築したものであること。

(3) システム調達の実現性の確保

ハードウェアとソフトウェアの個別調達などシステム調達の実現性を確保するため、クライアントとして使用する L G W A N系ネットワークパソコンには専用のソフトウェアのインストールや特別な環境設定をすることなく使用できるものであること。

(4) 容易な操作性と情報資源の活用

容易な操作により事務が執行できるシステムであり、また、各機能において登録

された情報は別の機能にも複写・引用でき、情報の正確性と情報資源の利活用を促進する仕組みとして、コミュニケーションの活性化を図るシステムであること。

第2章 新システムの更新業務等の詳細

1 新システムの対象業務及び稼働時期

各システムは、次に掲げる業務システムにより構成し、指定する時期に稼働させること。

システム	システム機能	稼働時期
グループウェア	デスクトップ、お知らせ機能、メール、スケジュール、施設予約、掲示板、回覧板、ネットフォルダ、WEBリンク	令和8年2月1日

2 契約方式について

新システムの導入・運用に関する業務は、構築・保守を含め、「グループウェア借上契約」として実施する。

3 システム構築（更新）業務の共通要件

(1) システム構築（更新）業務の共通要件

システムの設計、プログラム作成から環境設定、テスト、データ移行などシステムの実運用までの全ての工程における作業を行うこととし、月1回、進捗報告を行うとともに、本市から進捗状況の報告を求められた場合にも、直ちに報告を行うこと。なお、導入打ち合わせ中において、本市と協議を行った場合は、議事録を作成し、DX推進グループの承認を得ること。

(2) 機能要件

別紙「機能仕様書」の機能を満たすシステムを構築すること。

(3) データ移行に関する要件

ア データ移行時の留意点

- ・ 安全かつ確実なデータ移行を行うこと。
- ・ 移行データの確認や、データ移行後のシステム検証等の作業については、市職員の負担を軽減できるよう配慮すること。

イ 移行対象データ

原則、下記のマスタデータのみを移行対象とする。

区分	移行対象データ	移行元情報
グループウェア	職員及び組織等の基本マスタ（職員、組織、役職）、その他新システムに必要と想定される情報（メールアドレス、施設マスタ等）	CSV・EXCELデータ

(4) 操作研修

新システムを管理する DX 推進グループに対し、管理者向けの操作説明を実施すること。また、管理者向け及びユーザー職員向けの操作マニュアルを提案事業者にて作成し、電子媒体で提供すること。本市は必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。

(5) システムの方式

自治体向けパッケージシステムとして提供されているシステムを自庁設置方式（オンプレミス方式）により導入することを原則とし、以下に記述する。

ア 構成

本システムの構築に必要なサーバは、市に導入されている Nutanix 社の仮想基盤上に仮想サーバとして構築する。その他システム上（OS を含む）で必要なものがあれば本調達で用意すること。

バックアップは仮想基盤上に構築したサーバとは別に NAS を構築すること。その他システム上（UPS、OS を含む）で必要なものがあれば本調達で用意すること。

イ クライアント

クライアントについては既存のパソコンを利用するため、新たにハードウェアを購入する必要はないが、本仕様書に記載している既存のハードウェア機器の性能を考慮の上、本市環境に適合する最適なパッケージを選定すること。

(6) ライセンス数及びディスク容量

利用する職員数及びクライアント数、ディスク容量は以下数量を想定しているため、以下の利用条件で快適に動作するハードウェア及びパッケージ、アプリケーション等のソフトウェアを準備すること。

ア LGWAN側グループウェア

- ・ 個人 400ID
- ・ 台数 330 台

4 システム運用保守の要件

ソフトウェアに対して、システムの安定的な稼動に必要な業務を行うこと。業務を円滑に進めるため、システムが対象としている業務やシステムの機能などに関して、本市と提案事業者が相互に共通の認識が持てるよう、提案事業者は、適切な資料を作成するとともに本市と十分な協議を行うこと。

ア 共通事項

- ・ 保守対応窓口は提案事業者にて一本化すること。
- ・ 新システムの稼働時間及び基本保守時間は、次のとおりとする。ただし、サービス時間外であっても可能な限り電話等により対応を行うこと。

システム	稼働時間	基本保守時間
グループウェア	24 時間 365 日 (メンテナンス時を除く)	緊急時を除き、 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

- ・ 障害発生時は、原則としてオンサイト保守を実施し、提案事業者は速やかに障害の切り分けを行い、原因箇所を特定し、責任を持って障害の復旧にあたるものとする。ただし、仮想基盤に障害の原因があることを特定した場合には、市に報告し、高浜市から仮想基盤の導入事業者に連絡するものとする。
- ・ 新システムのバックアップは、自動、手動の手法は問わないが、導入事業者にて最低 5 世代による世代管理によるバックアップを行い、万一のハードウェア障害の発生の際にもバックアップ媒体から前日の状態にデータの復旧が行えること。
- ・ 保守に必要な機器等が必要な場合は、その経費も全て見積ること。
- ・ 保守作業実績等の報告をすること。
- ・ 構築期間中に新システムに関連するソフトウェアのバージョンアップが行われた場合は、バージョンアップの是非を検討の上、必要があれば速やかに対応すること。また、リビジョンアップが行われた場合は、速やかに対応すること。
- ・ 各業務の内容と各システムに精通し、システムの構築実績がある技術者を有するとともに、当該技術者によるサポートを経常・継続的に提供できること。
- ・ 操作マニュアルを整備すること。また、マニュアルは、随時差し替えを行い、常に最新の状態を保持すること。

イ ソフトウェア保守

- ・ 各ユーザー職員からの各種問い合わせ・相談の対応を行うこと。
- ・ 現地で対応できる体制を整えること。
- ・ 障害からの復旧を行うこと。
- ・ プログラム等ソフトウェア資産の管理を行うこと。

5 拡張性要件

各業務における処理件数や利用者等の増大に備え、予め適切な拡張性を確保し、稼働後最低 5 年以上の運用に支障をきたすことが無いようにすること。

また、システムの拡張が必要となった場合に、システムの再構築などの大規模な作業ではなく、ハードウェア増設やソフトウェアの設定変更等により対応できる構成とすること。

第 3 章 新システムの動作環境

1 クライアント

新システムで使用するクライアントは、現在、職員が利用しているパソコンとする。クライアントの性能等は、以下のとおりである。

(1) クライアント数

	業務システム	クライアント数
1	グループウェア	330 台

(2) ハードウェアのスペック

既存のクライアントの令和7年5月現在の最低スペックは以下のとおりである。

項目	最低要求スペック
機種	Lenovo E14 Gen 6 (Type 21M3, 21M4) Laptops (ThinkPad) - Type 21M4
CPU	1x AMD Ryzen™ 5 7535HS Processor (Ryzen™ 5 7535HS)
メモリ	16GB
SSD	256GB
OS	Windows11Pro (23H2)
ブラウザ	Microsoft Edge ・ Google Chrome

(3) インストールされているソフトウェア

既存クライアントのOSであるMicrosoft Windows11に対応し、長期に渡って新システムの利用を保証すること。また、クライアントに共通して搭載されているソフトウェアは、原則、以下のとおりである。

新システムにあたっては、どのクライアントでも同様のサービスを利用できるように構築するものとする。

	メーカー	ソフトウェア名称 (バージョン等)
1	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン	DocuWorks Version 9.1.8
2	Lgor Pavlov	7-Zip 24.08
3	Adobe Systems Incorporated	Adobe Acrobat Reader 24.004.20220
4	CubeSoft	CubePDF 4.2.0
5	LogicalTech Co., Ltd.	LOCK STAR-SGate 3.24.11210
6	DDS, Inc	ID Manager for EVEMA 3.27.0.33109
7	Microsoft Office	OFFICE 2021 LTSC

また、上記のほか、各クライアントにはセキュリティ対策として原則全台に以下のソフトウェアを導入している。新システムの構築にあたっては、以下ソフトウェアが稼働していることを前提とし、ソフトウェア構成を制限することなく、安定した稼働を保証すること。

	メーカー	ソフトウェア名称 (バージョン等)
1	Trend Micro	Apex One セキュリティエージェント 14.0.13140
2	Sky 株式会社	SKYSEA Client View Version 20.1

(4) パッチ適用への対応

各クライアントには、セキュリティ対策としてOSやブラウザなどへのパッチ適用

が行われる。新システムの導入にあたり、クライアントのソフトウェア構成を制限することなく、安定した稼働を保証するとともに、運用保守に大きな負担をかけない処理方式の提供とすること。

第4章 セキュリティ

新システムの構築にあたっては、市のセキュリティポリシーを遵守すること。セキュリティに関する事項については、業務を進める中で確認を行うこととする。

1 アクセス管理

新システムでは、ログイン画面にてユーザーID、パスワードを入力し、認証行為を行う。なお、システムへアクセスする際のアカウント管理、パスワード管理は以下のルールに基づき設定を行うこと。

(1) アカウント管理

保守業務の従事者のユーザーIDは、委託者の指定するものを使用する。IDの設定にあたっては、「root」や「administrator」など初期値で設定されているものは極力使用しないこととするほか、従事者の変更などによるIDの改廃も適切に行うこと。

また、システム管理者等の特権を持つユーザーについても、できる限り権限を特定するものとする。

(2) パスワード管理

ア ユーザーID管理

ユーザーIDは、システムを利用するすべての職員に対し、原則、職員単位に設定することとし、共有使用は認めないこととする。

イ パスワード管理

パスワードは、個々の職員がパスワード変更などを行えるように考慮すること。セキュリティレベルを維持するため、パスワードの設定にあたり、パスワードの長さや使用文字、有効期間などの制限を設けることとする。

ただし、添付ファイル自動暗号化システムを導入する場合、当該システムにおいては対象外とする。

2 アクセスログ

システムの安定的な稼働を妨げる定義変更やセキュリティ上のリスクである不正なデータの変更や抽出などを把握するため、一般ユーザーが行った処理や保守作業において実施した内容をアクセスログとしてシステムの的に取得し、記録すること。

アクセスログは最低1年間保存し、syslogサーバ等による一元管理は行わないこととする。

3 ウイルス対策

(1) 既存サーバのウイルス対策ソフトウェア

本市端末は、Trend MicroのApex Oneセキュリティエージェントにてウイルス対策を行っている。本システムは、この条件のもと正常に稼働すること。

(2) 新システム構築にあたるウイルス対策ソフトウェア

新システムの構築にする際には導入予定のサーバにウイルス対策ソフトウェアをイ

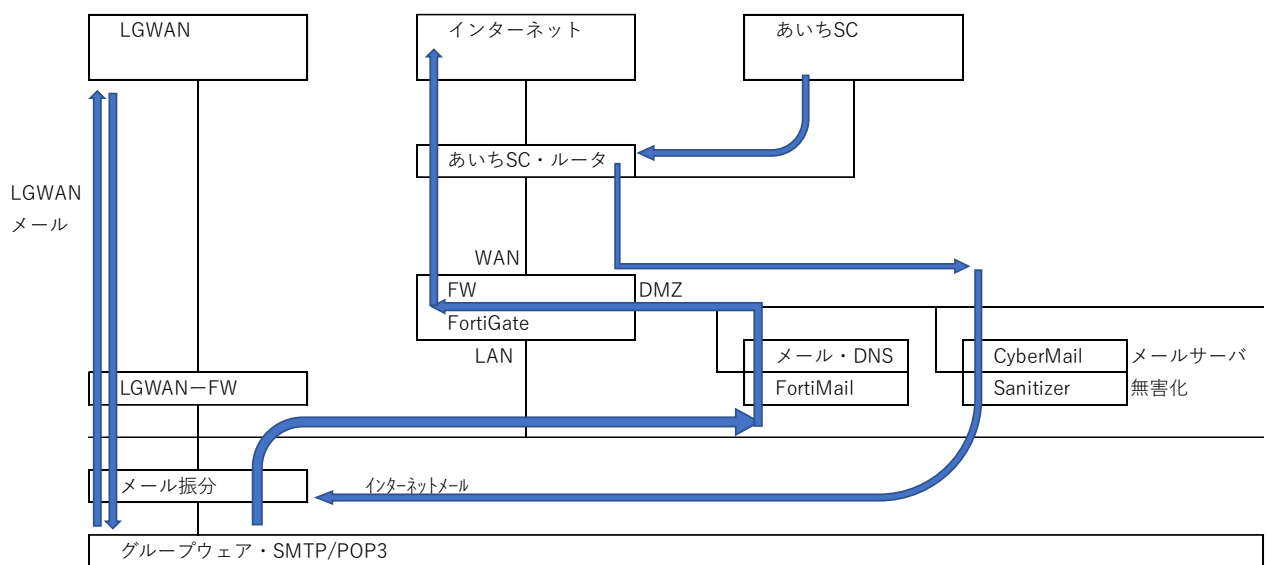
インストールすること。

4 メール添付ファイルの自動暗号化

ユーザーが外部へ添付ファイル付きメールを送信する際に、PPAP (Password Protected Attachment Protocol) などの方法により、添付ファイルの自動暗号化またはそれ以上のセキュリティ制御を設定できること。

現行グループウェアのシステム概要図は下記のとおりである。

現行グループウェアのシステム概要図



第5章 成果物

1 システム更新業務に関する成果物

システム更新業務の全工程の作業で作成される以下の成果物を、各システムの本稼動前までに納品すること。

- ・ プロジェクト計画書
- ・ 要件定義書
- ・ システムテスト計画書、成績書
- ・ データ移行計画書、結果報告書
- ・ 各工程における議事録
- ・ 操作マニュアル

第6章 支払条件

1 追加費用について

本仕様書の条件を満たすための費用を見積り、見積書以外の費用は発生しないものとする。また、機能仕様書に記載している仕様に基づいたパッケージシステムを導入する形とするが、この仕様は機能レベルで記載しており、細部に渡って本市が要望す

る仕様をすべて記載できている状態ではないことを十分に認識し、仕様の協議の際に変更が生じることを考慮すること。